平成２９年（フ）第７号
高知県安芸市日ノ出町７番28号
債務者　杉本　雅志
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第８号
高知県安芸市庄之芝町９番30号
債務者　濱口　一樹
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
福岡市西区城の原団地34番504号
債務者　眞井祐美子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西５丁目15番６号サンライト片縄102号
債務者　山崎　　章
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７９号
福岡県太宰府市通古賀２丁目３番39号　ピュア・ザ・都府楼101号
債務者　長谷川敬子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８４号
福岡市博多区千代３丁目２番６―206号
債務者　白石　和己
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８５号
福岡市南区五十川２丁目20番１号
債務者　松波　大平
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３９８号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原543番地３　エスティアム大楠115号
債務者　花田　理奈
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３９９号
福岡市博多区吉塚３丁目21番９―101号
債務者　三宅　和子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４０９号
福岡市博多区千代１丁目31番９号　エバーライフ東公園603号
債務者　白井　一也
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４２２号
福岡県太宰府市朱雀２丁目24番３―203号
債務者　中村　悦子（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４３７号
福岡市早良区四箇田団地20番105号
債務者　倉光　雅昭
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４２号
福岡市早良区原５丁目18番２号
債務者　佐久間由美子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７５号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―302号
債務者　松本　昌樹
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６６号
佐賀市城内２丁目７番16号　田中アパート２ＦＣ
債務者　森永加代子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
東京都八王子市大船町20番地８
債務者　剣持登志子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６０６号
東京都品川区小山１丁目８－３―303
債務者　篠宮　　肇
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部